

平成 23 年 6 月 10 日

株主各位

第 61 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令ならびに当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ckk-chugoku.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しております。



【業務の適正を確保するための体制】

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づいて保存し、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態に管理する。

また、情報セキュリティについては重要情報の管理、個人情報保護に関する規程および関連規程に基づき対応する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ会社を横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、定期的なリスクの洗い出しと評価を行い、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

また、その他に製品の安全面、安全衛生面、防災面、環境面等に関する委員会等をそれぞれ設置し、担当部門が専門的に管理、監督を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務の運営については、取締役会が中期経営計画および各年度計画を決定し、その実績管理を行う。

業務の運営が効率的に行われるよう「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程の見直しを必要に応じて実施する。

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の役員および社員等がコンプライアンスに心掛ける基準・指針として「グループ企業行動基準」、および「グループ行動規範」を制定し、実効性ある運用に努める。

コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設けるとともに、グループ全体の推進母体として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスへの取組方針・活動計画の策定、活動状況の監督、重大な個別問題への対応等を行う。

また、コンプライアンス室を窓口とした違反行為の相談・通報体制を設け、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社に対するガバナンスを実効あるものにするため、「グループ会社管理規程」に基づいて、重要事項の事前協議・報告、定期的な業務執行状況・財務状況等報告の聴取等を行う。

監査役の職務を補佐すべき使用人

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、人事については、取締役と監査役が協議する。

監査役に報告するための体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性の高い事実があることを知ったときは、法令に従って直ちに監査役へ報告する。

また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ることとする。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 中鋼運輸株式会社

非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 5社
- ・主要な非連結子会社の名称 高圧プラント検査株式会社、第一興産有限会社
- ・連結の範囲から除いた理由

いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。なお、前連結会計年度に、非連結子会社としておりました西日本産興有限会社は、平成22年12月15日付けで会社を清算いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。
- ・持分法を適用した関連会社 該当事項はありません。

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社 高圧プラント検査株式会社、第一興産有限会社等の5社
- ・持分法を適用していない関連会社 該当事項はありません。
- ・持分法を適用していない理由

いずれも小規模であり、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の中鋼運輸株式会社の決算日は連結決算日と同じ3月31日であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないものは、移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 製品・仕掛品は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。ただし、受注生産品目は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料・貯蔵品は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

重要な減価償却資産の減価償却方法

イ．有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を適用しております。なお、主な耐用年数は建物が 15～35 年、機械及び装置が 9～12 年、車両運搬具が 6 年であります。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、平成 20 年 4 月 1 日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額に基づき計上しております。

ニ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異(433 千円)については、当連結会計年度で費用処理しております。

ホ．役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

当社は、平成 17 年 7 月 28 日開催の取締役会において、平成 17 年 9 月 30 日をもって役員退職慰労金制度を廃止する旨を決議しました。また平成 18 年 6 月開催の定時株主総会において、平成 17 年 9 月までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、平成 17 年 10 月以降の役員退職慰労引当金の繰入を行っておりません。

ヘ．課徴金等引当金

独占禁止法に基づく課徴金納付命令が最終的に確定した場合に備え、合理的に見積もられ

る課徴金納付見込額を計上しております。

その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(6) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

(7) 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

(8) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。前連結会計年度において「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」として表示されていたものは、当連結会計年度より「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」として表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

(担保に供している資産)			(担保対応債務)		
建物及び構築物	327,849	千円	買掛金	124,232	千円
機械装置及び運搬具	245,280	"	短期借入金	1,143,760	"
土地	328,712	"	長期借入金	320,910	"
有形固定資産その他	27,868	"			
計	929,711	"		1,588,902	"

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,424,558 千円

(3) 偶発債務

受取手形割引高 20,657 千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数及び自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数	摘要
発行済株式 普通株式	34,200,000	-	-	34,200,000	
自己株式 普通株式	310,008	3,699	-	313,707	(注)

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを伴います。当該リスクに関しては、当社は与信管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価は取締役会に報告しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2 参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金及び預金	1,711,903	1,711,903	
(2)受取手形及び売掛金	3,255,347	3,255,347	
(3)有価証券			
その他有価証券	36,985	36,985	
(4)投資有価証券			
その他有価証券	841,656	841,656	
(5)支払手形及び買掛金	(1,974,718)	(1,974,718)	
(6)短期借入金	(1,515,000)	(1,515,000)	
(7)長期借入金	(760,233)	(759,718)	514

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、並びに(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む。）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 109,219 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5.1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	85 円 82 銭
1 株当たり当期純損失	34 円 71 銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

当連結会計年度において、カルテルに係る独占禁止法違反の被疑に対する課徴金の支払に備えるため課徴金等引当金繰入額 1,035,000 千円を、東日本大震災による災害損失として災害による損失 52,535 千円を特別損失に計上いたしました。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法

その他有価証券

イ. 時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないものは移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、受注生産品目は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品は先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が 15～35 年、機械及び装置が 9～12 年、車両運搬具が 6 年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、平成 20 年 4 月 1 日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異（433千円）については、当事業年度で費用処理しております。

役員退職慰労引当金

平成17年7月28日開催の取締役会において、平成17年9月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止する旨を決議しました。また平成18年6月開催の定時株主総会において、平成17年9月までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、平成17年10月以降の役員退職慰労引当金の繰入を行っておりません。

課徴金等引当金

独占禁止法に基づく課徴金納付命令が最終的に確定した場合に備え、合理的に見積もられる課徴金納付見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる損益への影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

(担保に供している資産)		(担保対応債務)	
建物	231,312 千円	買掛金	124,232 千円
構築物	42,506 "	短期借入金	510,000 "
機械及び装置	245,280 "	長期借入金	180,000 "
工具、器具及び備品	27,868 "		
土地	248,071 "		
計	795,038 "		814,232 "

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,591,564 千円

(3) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	12,493 千円
長期金銭債権	48,001 "
短期金銭債務	103,755 "

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	73,474 千円
仕入高	836,520 "
営業取引以外の取引高	17,385 "

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数	摘要
普通株式	28,177	3,699	-	31,876	(注)

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	559,284	千円
役員退職慰労引当金	2,027	"
貸倒引当金	20,656	"
賞与引当金	27,215	"
未払事業税	1,711	"
投資有価証券評価損	24,161	"
繰越欠損金	655,812	"
その他	94,437	"
繰延税金資産小計	1,385,307	"
評価性引当額	1,385,307	"
繰延税金資産合計		"

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	59,701	"
繰延税金負債合計	59,701	"

繰延税金負債の純額 59,701 "

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、リース会計基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	合 計
取得価額相当額	71,800 千円	11,238 千円	83,038 千円
減価償却累計額相当額	71,125 "	10,567 "	81,693 "
期末残高相当額	674 "	670 "	1,344 "

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年以内	4,219 千円
1年超	275 "
合 計	4,494 "

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	16,013 千円
減価償却費相当額	4,985 "
支払利息相当額	331 "

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定率法によっております。利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)高圧プラント検査	10,000	高圧プラントの検査及び配管に関する事業	所有 直接 58.5% 間接 5.8% 被所有 直接 0.03%	当社製品の加工・検査 役員の兼任	外注費の支払	148,080	支払手形 買掛金	20,402 6,588
子会社	(有)エヌシーケー	5,000	FRP製品の成形及び販売	所有 直接 57% 間接 11.2% 被所有 直接 0.03%	当社製品の加工 役員の兼任	出向者費用の支払	4,327	投資その他の資産 (その他) (注)3.	45,001

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 出向者の人件費については、当社の人件費を勘案して交渉のうえ決定しております。
 3. 子会社への貸倒懸念債権に対し、45,001千円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 79円64銭
 (2) 1株当たり当期純損失 34円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

当事業年度において、カルテルに係る独占禁止法違反の被疑に対する課徴金の支払に備えるため課徴金等引当金繰入額 1,035,000千円を、東日本大震災による災害損失として災害による損失 26,650千円を特別損失に計上いたしました。